



鳥取県公報

平成 24 年 8 月 10 日 (金)
第 8 4 2 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	児童福祉法による指定通所支援事業の廃止の届出 (572) (子ども発達支援課) 2 森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項の一部改正 (573) (森林・林業総室) 2 県道の区域の変更 (574) (道路企画課) 3 県道の供用の開始 (575) (〃) 3 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2件) (576・577) (東部総合事務所県民局) 4 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定 (578) (東部総合事務所福祉保健局) 5
◇ 公 告	警備業務に係る検定合格者審査の実施 (警察本部生活安全企画課) 5
◇ 調 達 公 告	落札者の決定 (教育委員会教育センター) 7
◇ 正 誤	平成16年3月23日付鳥取県告示第210号中訂正 7

告 示

鳥取県告示第572号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から当該指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成24年 8 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日	支援の種類
鳥取県	倉吉市みどり町 3564-1	鳥取県立皆成学園	倉吉市みどり町 3564-1	平成24年 7 月 1 日	放課後等デイサービス

鳥取県告示第573号

平成24年鳥取県告示第168号（森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項について）の一部を次のように改正する。

平成24年 8 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうちに、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 林業技士（<u>一般社団法人日本森林技術協会</u>の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）</p> <p>エ～カ 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうちに、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 林業技士（<u>社団法人日本森林技術協会</u>の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）</p> <p>エ～カ 略</p>

(7) 略 2～6 略	(7) 略 2～6 略
----------------	----------------

鳥取県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年8月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
赤松淀江線	米子市淀江町西尾原字宝ヶ瀬85-1地先から 同市淀江町西尾原字下大塚205-2地先まで	変更前	8.0～32.7	842.0
		変更後	8.0～65.3	872.0

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
尾高淀江線	変更前	米子市泉字喜多原786-1地先から同市淀江町 平岡字下宝ヶ瀬160-1地先まで	8.8～32.7	644.0
		米子市淀江町平岡字中駄渡729-2地先から同 字724地先まで	7.0～7.1	79.0
	変更後	米子市泉字喜多原786-1地先から同市淀江町 平岡字下宝ヶ瀬160-1地先まで	10.6～83.0	491.0

鳥取県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年8月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
尾高淀江線	米子市泉字喜多原786-1地先から同市淀江町平岡字下宝ヶ瀬 160-1地先まで	平成24年8月10日
赤松淀江線	米子市淀江町西尾原字宝ヶ瀬85-1地先から同市淀江町西尾原 字下大塚205-2地先まで	〃

鳥取県告示第576号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成24年10月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年8月10日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人学生人材バンク
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
中川 玄洋
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市湖山町南一丁目246
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、学生に対して、社会参画や地域おこしに関する事業を行い、学生の成長や地域の発展に寄与することを目的とする。その手段として、情報提供や企画運営を行い、学生にとっては経験や人脈が財産となり、地域にとっては新しい視点や行動力、人脈が財産となるよう勤める。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 特定非営利活動の種類
 - (2) 事業

鳥取県告示第577号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成24年10月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年8月10日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人婚姻&家督支援機構
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
河本 義雄
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市富安一丁目126-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

本機構は、現代の少子化社会現象は非婚化、晩婚化の結婚難情勢にあると見極めた。このことは、近代社会の経済環境の歪が影響していると推考するが、家督の崩壊まで連鎖して、地域の崩壊及び消滅まで発展する懸念が確実に迫ってきたと指摘する。特に家督の責任を負う当事者の結婚難から連係して起こる、次代の家督後継人の問題、自らが独居高齢者になる問題、不在地主及び先祖供養体制の崩壊の問題等々は、地域崩壊の元凶になり、地域及び行政を苦しめる事態に進展することは間違いない。

本機構はこれらの問題意識から、今こそ「結婚問題が円満な社会づくり」は、焦眉の急の課題と決め、NPOに託された“果たす役割”の大義を实践する決意をした。

よって本機構は、不特定多数のすべての人々が結婚して、子どもを育てる喜び及び家督継続の喜びが共有できる地域社会を目指し、その実現に寄与する活動を目的とする。

6 定款の変更事項

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 特定非営利活動の種類
- (4) 事業
- (5) 役員の職務
- (6) 総会の権能、議決、表決権及び議事録
- (7) 理事会の表決権
- (8) 定款の変更
- (9) 解散
- (10) 公告の方法

鳥取県告示第578号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年8月10日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地	地域相談支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人たんぼぼ	八頭郡八頭町井古35	たんぼぼ	八頭郡八頭町井古35	地域移行支援、地域定着支援	平成24年8月1日

公 告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成24年8月10日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
 - (2) 施設警備業務 1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
 - (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級
- 2 実施日時
平成24年9月4日(火) 午前9時から正午まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎4階第9会議室
- 4 審査の方法
審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 審査の対象者
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。
 - (1) 空港保安警備業務(1級)
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)の空港保安警備業務に係る1級に合格した者
 - (2) 施設警備業務(1級)
旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者
 - (3) 交通誘導警備業務(1級)
旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者
 - (4) 貴重品運搬警備業務(1級)
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者
 - (5) 空港保安警備業務(2級)
旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者
 - (6) 施設警備業務(2級)
旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者
 - (7) 交通誘導警備業務(2級)
旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者
 - (8) 貴重品運搬警備業務(2級)
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- 6 審査申請の受付期間
平成24年8月13日(月)から同月17日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 7 審査申請書の提出先
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。)
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 8 審査申請書の提出部数等
審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1葉

- (2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証（以下「旧合格証」という。）の写し
- (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあつては、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面
- 9 審査手数料及び納付方法
審査手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 10 その他
- (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
- (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県教育情報通信ネットワーク機器更新整備業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成24年7月9日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 富士通グループ共同企業体
鳥取市永楽温泉町271 |
| 5 落札金額 | 月額490,140円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成24年5月29日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局鳥取県教育センター
鳥取市湖山町北五丁目201 |

正 誤

平成16年3月23日付鳥取県公報第7570号の鳥取県告示第210号（都市計画法第66条による告示について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 5
行 下から4
誤 字上樋掛
正 字上樋掛